

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年度 第1回

令和7年8月6日(水)開催

1 日 時 令和7年8月6日(水) 15時12分～17時12分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席
臼木智昭 嵯峨 宏 松本和人

労働者委員 3名中3名出席
後藤正文 曾我章生 新関直人

使用者委員 3名中3名出席
小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐
我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

5 配付資料

- 資料番号1 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿
- 資料番号2 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨
- 資料番号3 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程(案)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第1回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。今年度第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行役を務めさせていただきます。

本専門部会委員の任命につきましては、本年7月29日付けで行っております。ご就任いただきました委員の皆様は、資料1「秋田県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。本専門部会委員全員が本審の委員でございますので、委員紹介は省略させていただきます。委員の皆様におかれましては、結審までよろしく願いいたします。

また、辞令につきましては、机上の封筒に入れさせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9の委員が出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、議題1の「秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」ご審議いただきたいと思います。

部会長及び部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項の規定の例により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされておりますが、本専門部会におきましては、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認を頂いてまいりました。今回も従来の進め方でご異議ございませんでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声がありましたので、従来どおり進めさせていただきます。

本専門部会に先立ち行われました、公益代表委員による、部会長及び部会長代理の互選について、公益委員を代表して、松本委員から報告をお願いいたします。

○松本委員

松本でございます。公益代表委員で互選した結果、部会長に臼木委員、部会長代理に嵯峨委員を選出したことを報告いたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、松本委員から部会長に臼木委員、部会長代理に嵯峨委員を互選したとの報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、部会長に臼木委員を、部会長代理に嵯峨委員を選出することで承認をいただきました。

それでは、これからの議事進行は臼木部会長にお願いいたします。

○臼木部会長

秋田県最低賃金専門部会の部会長を拝命いたしました臼木でございます。

本審の場でもお話をいただきましたが、例年になく、注目度の高いといえますか、皆様の関心も高く、期待もかなり高い状況でのご審議になります。これまでも皆様方のご協力とご理解の中で「全会一致」での審議を目指して議論を重ねて参りました。今年度もできる限り「全会一致」ということを目標として審議を進めて参りたいと思いますので、皆様には負担をおかけしますがご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題2「秋田県最低賃金の改正決定に関する意見聴取」について審議いたします。7月14日の本審において意見陳述が認められておりますので、具体的な取扱いについて審議したいと思います。

参考人の意見陳述につきましては、事務局より事前に、今年度は参考人3名から意見を述べていただくということをお聞きしておりますので、時間等については、お一人10分程度の時間でご意見を述べていただきたいと思います。その後、質問・意見交換等の時間を10分程度設けるということで進めてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、参考人の意見聴取に入りたいと思います。

参考人を事務局からご紹介してください。

○杉本賃金調査員

参考人を紹介させていただきます。

報道機関の方は撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

向かって左側の方は、秋田県労働組合総連合 事務局長 伊藤ちひろさんです。真ん中の方は、中通病院労働組合 執行委員長 高村美幸さんです。右側の方は、秋田県高等学校教職員組合 杉山英美子さんです。

お三方からは、事前に意見陳述要旨をいただいております、資料2としてお付けしております。

報道機関の方にはお願いですが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、部会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木部長

それでは、資料2に基づき参考人からそれぞれ意見を述べていただき、その後参考人に対しての質問及び意見交換と進めて参りたいと思います。所要時間は先ほど確認させていただいた通りですので、参考人の方は、円滑な議事運営のためにご協力をよろしくお願いします。慣れていらっしゃるケースもあるかもしれませんが、慌てて時間とか端折らなくても結構ですので、せっかくのご意見ですので、お気持ちを充分述べていただければと思います。

それでは、座ったままで結構ですので、最初に伊藤参考人から意見ををお願いします。

○伊藤参考人

秋田県労働組合総連合事務局長の伊藤です。このたびは秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝申し上げます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

現在の秋田県の地域別最低賃金 時間額951円でひと月173.8時間働いたとすれば165,284円です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万から14万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイト、会計年度任用職員などの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナスがないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

私たち秋田県労連では、本年7月19日に秋田駅前街頭宣伝をおこない、約90分間最低賃金に関するシール投票を実施しました。シール投票には50人に参加していただき、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「1,000円が23人、1,300円が13人、1,500円が14人」という結果でした。学生でアルバイトをしている方々は、「せめて1,000円は超えて欲しい」と言ってシールを貼り、家計の柱になっているであろう30代以上方々が1,300円・1,500円と答えるのが特徴的でした。

また、最低賃金に関する懇談会を行い、秋田市内の大学生は、「入学金・授業料は親の援助と奨学金を借りて納入している。しかし、生活費については、アルバイトで稼いでいる。アルバイトの賃金は最賃ぎりぎり低いので、ダブルワークをしなくてはならない。余裕は全くない。卒業後は県外に出る。奨学金を返すには少しでも賃金の高いところで働

く必要があり、現状では秋田に残る選択肢はない」と述べられました。

賃金の低さ・格差の大きさから青年が県外に出てしまうことが問題となっていますが、それを裏付けるような切実な声だと思います。この件からみても、最低賃金の引き上げによる賃金の底上げが大きく期待されています。

また、意見書にも記載してある通り、秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1,500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を今年2月におこないました。その結果25市町村中17の議会で採択いただきました。

地域間格差は大きな問題です。現在、最も金額の高い東京と秋田県の格差は時間額212円です。全国単独最下位であることに加え、東京で働く労働者よりも2割も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

私どもの上部団体の全労連で5万人の協力で行ってきた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身者で月額24万円、時間額1,500円以上が必要との結果が示されています。

中央最低賃金審議会は今年を目安をA・Bランクを63円、Cランクを64円としました。1円ではありますが、Cランクを目安をA・Bランクよりも高い額としたことは、先ほど中央最低賃金審議会の藤村会長が述べたように初めてのことであり、地域間格差の解消を求める強い声が反映されたものです。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは地域経済を守るための経済対策だと考えます。

賃金格差による労働力の流出を防ぎ地域間格差を縮小・解消することは待ったなしの課題です。その課題をクリアできる唯一の機会が地方最低賃金審議会であると考えます。最低賃金の引き上げは失業が増えるリスクが高まるとの主張があります。しかし、年々最低賃金が引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

昨年、徳島県では目安に34円プラスする84円の引き上げが行われました。徳島では、県独自の支援策もあって企業倒産が急増するという事はなく、有効求人倍率も高くなり企業の採用手控えは起きていません。実質賃金が2024年8月から連続して前年比プラスになっていることが報告されており、最低賃金の大幅な引き上げによる期待感からパート勤務の新規求職申込も前年比でプラス傾向となっています。最賃の大幅引き上げが、地域経済にプラスの効果をもたらしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞で大きな打撃を受けました。さらに、燃料・原材料の高騰、諸物価の値上がりで追い打ちをかけられています。

また、中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。今必要なのは、

中小企業・小規模事業者の経営を支え、賃金引き上げの環境を整え強化することです。政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料の事業主負担の軽減などを実施することが求められます。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

石破首相は目安を超えて引き上げる場合には、重点支援を講じたい。賃上げ支援のための支援を総動員すると述べられました。

賃金の低廉な労働者の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考え、物価スライドや他県との比較ではなく、生計費原則に基づき、直ちに1,500円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりまして、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、労働者の生活の安定に資する水準に引き上がるよう、精力的に審議をおこなってくださるようお願い申し上げます。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。意見交換や質問は後ほど行いますので、伊藤参考人はそのままお待ちください。

続いて、高村参考人お願いします。

○高村参考人

中通病院労働組合の執行委員長をしております高村美幸と申します。職種は理学療法士です。このたびは秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、大変ありがとうございました。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた委員の皆様のご尽力に敬意を表して、意見を述べさせていただきます。

所属事業所についてですが、

などを運営しております。

中通病院労働組合の組織状況ですが、組合員数839名、内嘱託臨時パート69名という状況になっております。

の賃金動向についてですが、コロナ禍を経て、医療・介護の現場では経営が悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。物価高騰による収益の大幅な減少により、全国の7割以上の医療機関が経営破綻の危機に立たされています。医療従事者の離職率の上昇も、病院経営に悪影響を与えます。激務や低賃金、労働環境の悪化など、

様々な要因が離職を招き、人材不足に拍車をかけています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は大幅な引き上げを実現し、独立して生計を営める賃金水準に引き上げていただきたいと思います。

2024年度は、診療報酬・介護報酬改定がありました。医療従事者限定で「ベースアップ評価料」が新設され、賃上げに充てるとして初診料や入院基本料の引き上げが盛り込まれました。しかし、残念ながらわずかなベースアップ財源に留まり物価高騰に追いつくような賃上げとはなりませんでした。

各職種の賃金を県内の同規模病院と比較すると、初任給はほとんど変わりませんが、年数が経つごとに格差が広がり定年時では看護師で、月約10万円以上の差ができてしまいます。ほとんどの職種の基本給が同様となっております。病院内でも職種間の格差があり、看護助手や事務、運転手などの賃金が低く抑えられています。

また、定年後、再雇用として継続して働く人が増えたこともあり、ここ数年、嘱託臨時パート職員が増えています。現在では、全職員の約30%となっています。臨時パート職員の賃金は正職員との格差が大きく、中通では看護師で時給■■■■円、月額■■■■円、看護助手で初任給の時給■■■■円で■■■■円という実態となっております。特に看護助手については、低賃金のためか、募集しても人が集まらず慢性的な人手不足が続いています。以上の状況から、看護師を中心に毎年退職者が多くいます。退職理由は様々ありますが、やはり労働力に見合わない低賃金であることが最大の理由となっています。

上部組織は日本医療労働組合連合会、通称日本医労連といいます。組織数は16万人です。秋田県では4,400人で、厚生連、秋田大学病院、赤十字病院など16の病院が加入しています。

私たちが働く、医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数ですが、産業別にみると、非常に低い水準におさえられています。仕事に見合わない離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。要するに、最賃が全国最下位であるように基本給も全国最下位レベルにあるという事です。同時に時給の格差も大きくなっています。日本医労連の調査、賃金実態調査では、非正規の時給の最低は、看護師892円、准看護師802円、事務部門785円、介護福祉士・ヘルパー785円となっています。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金が地域によって格差が存在することには納得できません。医療・介護施設では、常勤からパートへの置き換えが進み病院では3割を超える職員がパートという実態も珍しくなくなりました。

厚労省白書によると、2040年推計で医療福祉の就業者数の見通しとして96万人が不足する見込みとしております。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応え

る医療と看護、介護の提供体制の確保は、到底困難といわなければなりません。医療介護労働者の人手不足を解消するためにも、賃金水準の大幅な引き上げが求められています。

今年度の最低賃金の引き上げ幅は過去最大の63円と決まりました。地域では64円ですが、過去最高の上げ幅となり、初めてCランクの目安額がAランクより高くなりました。これについては、地域間の格差を求める声が繁栄されたものとして評価できると思っております。目安通りに引き上げられれば全国加重平均1,118円となりますが、日本の最低賃金は国際的にもまだ低水準です。

目安通りの上げ幅だとすると、最賃1,015円を秋田県毎月勤労統計で単純計算すると、月額149,408円、年額1,792,896円となります。秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続けるということには到底及ばない金額です。現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働くことができません。2024年人口動態統計から、秋田県は残念ながら婚姻率・出生率が全国最下位という、若者に展望・未来のない状況が続いています。

日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。また、医療・福祉の所定内賃金と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結び付けるためにも重要です。

『秋田は住みやすいが、賃金が安すぎて生活できない』との声があります。改めて、今後の物価高騰を考慮した、思い切った最低賃金の大幅な改正が重要と私たちは考えます。

私は現在、労働組合の専従として勤務しております。組合員の中には、臨時パート職員として働き、時給が採用時971円でまさに秋田県の最低賃金近傍で働いている方が多くいます。物価高騰で大変だとの声が聞こえてきます。最低賃金が引き上がることで時給へダイレクトに影響があるため、最低賃金の大幅引き上げについて期待が高まっています。普通に働いて生活し続けることが将来展望につなげていくためにも、思い切った大幅な最低賃金の引上げ実現のためご審議頂くようお願い申し上げます。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。伊藤参考人と同じように、質疑に関しては後ほど行いますので、そのままお待ちください。

続いて、杉山参考人をお願いします。

○杉山参考人

秋田県高等学校教職員組合より参りました杉山英美子です。会計年度任用職員の学校司

書をしています。このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会をいただきありがとうございます。秋田県の地域最低賃金の改正にむけた各委員の皆様のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

学校現場で働く教職員には正規の教員だけでなく、臨時講師、非常勤講師、また非正規職員である学校司書、非常勤技師、支援員等、多岐にわたる職種の人がいます。こうした非正規職員は次年度の雇用が安定的でなく、賃金も低いため、その暮らしは決して安心感をもてるものではありません。

私たち学校司書は正規の雇用がなく、全員が非正規雇用です。会計年度任用職員と名前が改められましたが、パートタイム雇用ということで退職金等ありません。実際に給与や雇用の条件のために仕事を離れた人もいます。年度更新2回、3年ごとに試験という条件は、専門職種ということで更新の上限撤廃となりましたが、雇用の不安は尽きません。この仕事を目指したいという生徒には、今の賃金では独立して生計をたてられないことから、正規職員の採用試験のある他の県の採用試験を紹介しています。現在の給与月額は一〇万円、週29時間勤務。私は週5日、5時間48分勤務で、時給換算すると一六〇〇円ほどです。

学校内でこの仕事をする者は一人です。誰かの補助をする仕事ではありません。自ら学んで生徒に還元していかなければならない仕事です。他県では雇用が安定している正規の職員が担う仕事です。しかし私たちの給与や勤務時間の短さが他県との教育の格差を生まないよう、授業支援や他館の資料を借りるなどしながら全力で取り組んでいます。

令和3年度4月から、法律上は令和2年度からですが、会計年度任用職員に切り替わり、新たにボーナスを支給するために日給制となり、月の賃金が減ったことがありました。この際、「年間トータルで計算するとプラス10万円ほどになる」という説明を受け、実際にその通りではありましたが、月ごとに変わる手取り額が10万円に届かない月もありました。勤務時間は短いものの、平日は毎日働いてもらえる賃金が、低く抑えられることに心折れる思いがありました。会計年度任用職員に切り替わった際、経験年数に関係なく同じ上限の等級になりました。資格手当等ありません。

現在は月給制に戻り、昨年度、給与が上がったことで先ほどお伝えした賃金になりましたが、これは非常に喜ばしかったのですが、最近の物価高に追いつくところまでには至っていません。私事ですが、8歳の子がいますが今年の七夕の短冊に「米やすくなりますように」と書いておりました。全ての労働者が不安なく生活でき、子どもたち、若者たちが将来に希望を持てるような秋田県になるよう、最低賃金の引き上げを求めます。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。

ただ今三名の参考人から意見を頂戴しましたが、各委員から何かご質問や確認がございましたら挙手をお願いします。

特にないようですので、これをもちまして参考人からの意見聴取を終了いたします。

参考人の意見につきましては、今後の審議において参考とさせていただきます。

伊藤参考人、高村参考人、杉山参考人には、大変お忙しいところ貴重なお時間をいただきありがとうございました。それでは、お席にお戻り願います。

続いて、議題3に入ります。議題3は、「秋田県最低賃金の金額審議について」になります。それでは、労使各側からの「基本的な考え方について」及び「金額提示」をお聞かせ願います。事務局は、労働者側、使用者側の資料の配付をお願いします。

初めに、労働者代表委員の方から「基本的な考え方について」及び「金額提示」について、ご説明をお願いします。

○曽我委員

私の方から説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

先ほどの参考人意見陳述にありましたとおり、現行の最低賃金では、最低限度の生活を営む水準を確保することは極めて困難であることは皆様ご承知であると思います。

首都圏との格差是正でも、全国加重平均の1,055円とは104円の差、東京都とは212円の額差がついています。全国的に単独最下位に甘んじている状況です。ここにあって全国単独最下位と書かせていただきましたが、ここにこだわるわけではなく、最低位におさまれば良いということではなく、なるべく首都圏との格差改善を図らなければ秋田県の賃金は低いとの先入観がさらに広まり、若年労働者の県外流出が加速していくことは目に見えています。人手不足に拍車がかかることが懸念されております。

以上を踏まえ、地域における健康で文化的な生活の確保と地域経済の発展を目指すとともに、地域間格差を是正し、有能な人財の県外流出防止と県外からの働き手の回帰を促すために、時給1,000円以上に到達することに加え、全国最下位からの脱却も視野に入れ、連合リビングウェイジ、これは連合が独自に調べたケースですが、2024年度のケースで秋田県の成人単身生活者必要時給額、これは自動車保有の場合であります。秋田にいて自動車のない生活はほぼ皆無でありますので、2024年度ベースで1,430円という数字が示されております。そこへの早期到達を目指し、時間額120円、12.6%以上と書かせていただきました。

この考え方は、2020年代に政府が骨太の方針で示されたとおり、1,500円を目指すという考えであれば、それをさらに一年前倒しし、この先4年間で1,430円に到達するためには時間額で120円を積み上げることが必要であると考えます。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。念のため確認させてください。今回の金額の提示額としては、120円引き上げることによろしいですか。

○曽我委員

はい。

○臼木部会長

わかりました。ひとまず双方からご意見を賜りたいと思いますので、続いて、使用者代表委員の方から「基本的な考え方について」及び「金額提示」について、ご説明をお願いします。

○小野委員

私の方から、申し上げます。

使用者側の基本的な考え方及び金額提示ですが、最初に、中小企業を取り巻く状況について記載しております。

中小企業基盤整備機構が6月30日に公表した「中小企業景況調査」によれば、全産業の業況判断D Iはマイナス16.3と4期ぶりに改善したものの、前年同期のマイナス15.7に比べて0.6ポイント低下しています。中でも、従業員20人以下の小規模企業の業況は厳しく、中規模企業との差が昨年の5.3ポイントから8.1ポイントに拡大しました。また、6月30日に日銀秋田支店が公表した秋田県内の短観では、全産業の業況判断D Iは前回3月調査から1ポイント悪化のプラス6、先行きは足元から2ポイント悪化のプラス4となり、特に製造業での後退が目立つ結果となりました。アメリカの関税措置による影響が見通せず、先行きの不透明感が高まっていることがうかがえます。

中小企業が賃上げを行うためには、ご承知のとおり、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保していくことが必要であります。しかしながら全国商工会連合会が5月に公表しました「令和7年度賃上げ等に関するアンケート調査結果」によれば、コスト増の7割以上を価格転嫁できている事業者は13.1%に留まり、価格転嫁率が3割以下の事業者が過半数以上の59.4%にのぼっています。

こういう状況を踏まえ、今回の審議会に臨む基本的な考えですが、昨年度の秋田県最低賃金は前年比プラス54円、実に6.0%増と過去最高を更新し、その結果、当県の影響率は30%台目前の29.3%にまで上昇、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼすに至ったことは周知のとおりであります。

最低賃金は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、その引上げは各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なります。さらに、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇

用を支える重要なセーフティーネットでもあります。満足に価格転嫁ができていない状況で、すべての企業に適用される最低賃金を過度に引き上げることは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねないと考えます。

使用者側は、先日中央最低賃金審議会の目安小委員会報告で示された目安を参考にしつつも、最低賃金法第9条に定める決定の3要素である「生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力」に係る地域の実態に基づき、納得感のある審議を行っていきたいと考えています。法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、3要素を総合的に表す「賃金改定状況調査」の結果の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていくとの基本方針に変わりありませんが、最低賃金近傍で働く方々への物価水準等の影響についても十分考慮していく必要があると考えています。

以上の基本的な考え方に基づき、令和7年度の最低賃金については、第4表③のCランクの上昇率3.6%でございました。それに0.6%をプラスして4.22%増の現行比プラス40円の991円を上限に審議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から「基本的な考え方について」及び「金額提示」についてご説明をいただきました。双方の提示していただいた金額について今一度確認をさせていただきます。

労働者側は現行に120円を引き上げて1,071円、使用者側は40円引き上げて991円ということでした。お間違いございませんか。

○労使委員

はい。

○臼木部会長

ひとまず、今頂戴した、基本的な考え方及び金額提示に関する双方のご意見に各委員から補足意見、ご質問等があればお寄せいただければと思いますがございますか。

資料についての質疑は特にないようですので、これからは金額を含めた審議になりますが、今後の審議の進め方につきまして、ご意見ございますか。

○小野委員

ただ今労働者側から考え方と提示金額を含めた意見をいただきましたが、去年、一昨年と公益と労働者側、公益と使用者側とそれぞれに意見交換して協議を進めてきましたが、基本的な考え方を含めて、双方で意見交換できる機会を作っていただければありがたいと

と思いますがいかがでしょうか。

○臼木部会長

従前は小野委員からお話ありましたとおり、公労・公使という形で個別にお話を伺いながら、双方のお考えを間接的に伝えるやり方で従前してきましたが、今回、使用者側の小野委員から労使で率直に意見交換、認識のすり合わせなどを行う場を用意してほしいということですが、労働者側いかがでしょうか。

○曾我委員

はい。

○臼木部会長

労働者側から特に異議がないようですので、それでは、別室にて労使協議を行いたいと思います。

これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項の「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、労使での意見交換は非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、非公開といたします。

個別会議の場所等について、事務局からご案内ください。

○佐藤賃金室長

労使協議の別室として、4階秋田労働局会議室を、その間の公益委員の打ち合わせ場所として労働基準部長室を準備しておりますので、よろしくお願いいたします。

【 労使会議 別紙「議事要旨」 】

○臼木部会長

大変お待たせいたしました。それでは、審議を再開します。

本日、労使会議を行い、会議の経過につきましては、双方のお話を事務局から伺いました。現時点での状況について報告します。

労使双方の基本的な考え方等について意見交換、協議を行いました。考え方の情報共有と考え方の共有というところまでございましたが、金額審議までは至っておりませんので次回以降、双方にご質問やご意見があり、追加で考え方の根拠資料などで情報を交換しながら、金額審議に迎えるように双方とも考え方を整理していただいたり、データを再検討していただくということで、本日は終了したと伺いました。

本日の審議については、これまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

今回の専門部会は、引き続き考え方の意見交換、さらには協議を含め、金額審議まで至りたいと考えておりますので、どうぞご協力よろしくお願いします。

次に議題４の「今後の専門部会の開催日程について」審議いたします。事務局から説明して下さい。

○佐藤賃金室長

今後の専門部会の日程をご提案いたします。資料３をご覧ください。第２回専門部会を、８月８日金曜日、午後１時３０分から合同庁舎５階第２会議室で開催いたします。

第３回専門部会につきましては、８月１９日火曜日、午後１時３０分から、同じ会場の第２会議室で開催する予定です。

委員の皆様には、審議方針にありますとおり「審議の実質的促進を図り、発効日を早めるよう」ご努力いただきますようお願いいたします。

なお、審議継続となった場合は、８月２５日月曜日を予備日として午後に第４回専門部会を開催する予定としております。

今後の審議状況によりましては、改めて日程調整させていただくこともあるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

○臼木部会長

ただいま事務局から、今後の部会審議の日程などについて提案がありましたが、皆様から何かご質問やご意見や確認などありますでしょうか。

ないようですので、今後の部会審議は事務局の日程案のとおり行うこととさせていただきます。審議経過によっては、予備日の活用も検討させていただきます。

続いて議題５の「その他」について、事務局から何かありますか。

○我妻賃金指導官

先ほど審議日程をご了承いただきましたので、8月8日金曜日開催の第2回専門部会の開催通知を、本専門部会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○臼木部会長

みなさんから他に何かございませんか。

特にないようですので、第1回専門部会を閉会します。次回、第2回専門部会は、8月8日金曜日の午後1時30分から、第2会議室において行いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。